

生産性革命推進事業

生産性革命推進事業において、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を支援します。

生産性革命推進事業における、「ものづくり・商業・サービス補助」「持続化補助」「IT導入補助」の3つの補助事業については、「通常枠」に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に「特別枠」を設けました。今回、緊急事態宣言の解除等を踏まえ、中小企業の事業再開を強力に後押しするため、「事業再開支援パッケージ」として業種別ガイドライン等に基づいて行う取組への支援を拡充しました。

①ものづくり・商業・サービス補助

➤ 新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援

【通常枠】 補助上限：1,000万円 補助率：中小1/2、小規模2/3

【特別枠】 補助上限：1,000万円 補助率：A類型2/3、B・C類型3/4（※）

【事業再開枠（特別枠の上乗せ）】 補助上限：50万円 定額（10/10）（※）

②持続化補助

➤ 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援

【通常枠】 補助上限：50万円 補助率：2/3

【特別枠】 補助上限：100万円 補助率：A類型2/3、B・C類型3/4（※）

【事業再開枠（通常枠・特別枠の上乗せ）】 補助上限：50万円 定額（10/10）（※）

【追加対策枠（通常枠・特別枠・事業再開枠の上乗せ）】 補助上限：50万円

③IT導入補助

➤ ITツール導入による業務効率化等を支援

【通常枠】 補助上限：30～450万円 補助率：1/2

【特別枠】 補助上限：30～450万円 A類型：2/3、B・C類型3/4（※）

特別枠に限り、ソフトウェアを利用するために必要になるハードウェア（PC、タブレット端末など）についても、ソフトウェアと併せて導入する場合にそのレンタル費用も補助対象とする

※「特別枠」のA～C類型及び特別枠対象経費の内容については33ページを参照ください

■各補助事業の公募スケジュール

①ものづくり・商業・サービス補助

通常枠・特別枠共通：
公募中、申請締切 11月26日（木）17時

②持続化補助

通常枠：公募中、10月2日（金）当日消印有効
特別枠：公募中、10月2日（金）必着

③IT導入補助

通常枠・特別枠共通：
公募中、次回申請締切 8月31日（月）17時

※詳細は各補助金ページ（34～37ページ）を参照ください

生産性革命推進事業

生産性革命推進事業において、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を支援します。

■特別枠の申請要件（3つの補助事業に共通）

【申請要件】補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること

類型A：サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと
（例：部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓）

類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと
（例：店舗販売からEC販売へのシフト、VR・オンラインによるサービス提供）

類型C：テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること
（例：WEB会議システム、シンクライアントシステム等の導入）

■事業再開枠の対象 ※業種別ガイドライン等に基づく以下の感染防止対策費

- 消毒、マスク、清掃
- 飛沫防止対策（アクリル板・透明ビニールシート等）
- 換気設備
- その他衛生管理（クリーニング、使い捨てアメニティ用品、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム等）
- 掲示・アナウンス（従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるもの）

詳細は、下記ポータルサイトからご確認ください。
（中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト）

<https://seisansei.smrj.go.jp>



【各補助金に関するお問合せ】

34～37ページに記載の各補助金お問合せ先をお願いいたします。

【生産性革命推進事業全体に関するお問合せ先】

中小企業基盤整備機構 企画部 生産性革命推進事業室

※可能な限り、メールによるお問い合わせをお願いします。

メールでのお問合せ：seisanseikakumei@smrj.go.jp

生産性革命推進事業室：03-6459-0866

①ものづくり・商業・サービス補助

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。

基本情報

対象 : 中小企業・小規模事業者 等
補助上限 : 原則1,000万円
補助率 : 【通常枠】中小1/2、小規模2/3
【特別枠（類型A）】2/3、【特別枠（類型B又はC）】3/4
【事業再開枠（特別枠の上乗せ）】上限50万円・定額（10/10）

※ 詳細は32、33ページ参照

※ 特別枠では、広告宣伝・販売促進費も補助対象となります。

※ 事業再開枠では、令和2年5月14日以降に実施した取組まで遡って経費を補助します。

想定される活用例

- ・部品の調達が困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行う
- ・感染症の影響を受けている取引先から新たな部品供給要請を受けて、生産ラインを新設・増強する
- ・中国の自社工場が操業停止し、国内に拠点を移転する

公募スケジュール（4次締切）※通常枠・特別枠共通

申請開始 : 9月1日（火）17時（公募要領公開中）

申請締切 : 11月26日（木）17時

※4次締切後も申請受付を継続し、今年度内には、令和3年2月（5次）に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

ものづくり補助の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【ものづくり・商業・サービス補助についてのお問合せ先】

ものづくり補助金事務局

<http://portal.monodukuri-hojo.jp/>

または、右のQRコードよりご確認ください。



電話番号 : 050-8880-4053

受付時間 : 10:00～17:00（土日祝日除く）

公募要領に関するお問い合わせ : monohojo@pasona.co.jp

電子申請システムの操作に関するお問い合わせ :
monodukuri-r1-denshi@gw.nsw.co.jp

お問い合わせが集中した場合、ご回答までにお時間をいただく場合がありますので、お問い合わせの前に公募要領、マニュアルをご確認いただきますようお願いいたします。

②-1 持続化補助（一般型）

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。

基本情報

対象：小規模事業者 等

補助上限：50万円、補助率：2/3

上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。

・「事業再開枠」補助上限：50万円、補助率：定額（10/10）

・「追加対策枠」補助上限：50万円、補助率：2/3または定額（10/10）

※創業事業者の特例（上限100万円への引上げ）の要件緩和（当面の間、2020年创业者については創業の事実は登記簿又は開業届の写しにより確認）

※「事業再開枠」の取組は5月14日以降に実施した取組まで遡って補助。

※「追加対策枠」はクラスター対策が特に必要と考えられる特例事業者（ナイトクラブ、ライブハウス等、公募要領に掲げられている業種）が対象。

想定される活用例

・感染症収束後の販路拡大に備えて、「インバウンド向けの英語表記メニュー」や「のぼり」を作成。

・そば粉の製粉に使用する機械を一新し、そば粉の前処理の安定化、かつ時間短縮化により、事業再開後の繁忙期の売り切れなどを回避。

・再開後のインバウンド需要取り込みのため、旅館にて、外国語版WEBサイトでピクトグラムを活用やムスリム対応情報を発信し、外国人団体旅行予約の拡大を図る。

公募スケジュール

3次締切：令和2年10月2日（金）当日消印有効

4次締切：令和3年2月5日（金）当日消印有効

※4次締切後も申請受付を継続し、複数回の締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います（制度内容、予定は変更する場合がございます。）。

持続化補助の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【小規模事業者持続化補助（一般型）についてのお問合せ先】

全国商工会連合会 http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

電話番号：03-6670-2540

受付時間：9:00～12:00／13:00～17:00（土日祝日除く）

日本商工会議所 <https://r1.jizokukahojokin.info/>

電話番号：03-6447-2389

受付時間：9:30～12:00／13:00～17:30（土日祝日除く）



②-2 持続化補助（コロナ特別対応型）

小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓等の取組を支援。

基本情報

対象：小規模事業者 等

補助上限：100万円、補助率：（類型A）2/3、（類型B又はC）3/4

上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。

・「事業再開枠」補助上限：50万円、補助率：定額（10/10）

・「追加対策枠」補助上限：50万円、補助率：2/3、3/4又は定額（10/10）

※ 売上高が前年同月比▲20%以上減少した小規模事業者で、補助金の早期の受領を希望する事業者に対しては、補助金交付決定と同時に概算払いによって交付決定額の1/2を即時支給する。

※ 2月18日以降に実施した取組まで遡って補助。

ただし、「事業再開枠」の取組は5月14日以降に実施した取組まで遡って補助。

※「追加対策枠」はクラスター対策が特に必要と考えられる特例事業者（ナイトクラブ、ライブハウス等、公募要領に掲げられている業種）が対象。

想定される活用例

- ・新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける中でも、営業を継続するため、店内飲食のみであった洋食屋が、出前注文を受け付けるためのWEBサイトを作成し、来店しない顧客への販売を開始
- ・旅館が、自動受付機を導入し、非対面型のサービスを提供する

公募スケジュール

4次締切：10月2日（金）必着

特別枠（コロナ特別対応型）の申請要件

33ページをご確認ください。

応募方法等の詳細は、下記サイトよりご確認ください。

【小規模事業者持続化補助（コロナ特別対応型）についてのお問合せ先】

全国商工会連合会 http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_t/

電話番号：03-6670-3960

受付時間：9:30～12:00／13:00～17:30（土日祝日除く）

日本商工会議所 <https://r2.jizokukahojokin.info/corona/>

電話番号：03-6447-5485、0570-077025

受付時間：9:30～12:00／13:00～17:30（土日祝日除く）



③ IT導入補助

ITツール導入による業務効率化等を支援。5月からベンダー・ツール登録を開始し、同時に補助事業者の申請受付を開始。

基本情報

対象：中小企業・小規模事業者 等

補助額：30～450万円

補助率：1/2（特別枠は、類型A（「甲」）：2/3、類型B又はC（「乙」又は「丙」）：3/4）

※詳細は32、33ページ参照

※通常枠でも、テレワークの導入に取り組む場合は、審査において加点

※公募要領上では類型A：「甲」、類型B：「乙」、類型C：「丙」と記載

※特別枠では、令和2年4月7日以降の契約まで遡って補助します。

想定される活用例

・中小企業等が行う、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツール等を導入する

※特別枠に限り、ソフトウェアを利用するために必要になるハードウェア（PC、タブレット端末など）についても、ソフトウェアと併せて導入する場合にそのレンタル費用も補助対象とする

公募スケジュール

申請開始：5月11日

通常枠（7次）、特別枠（6次）申請締切：8月31日（月）17時

通常枠（8次）、特別枠（7次）申請締切：9月30日（水）17時

※9月30日（水）の締切後も申請受付を継続し、令和2年12月下旬までに、複数回締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、交付決定を行います。

（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

IT導入補助の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【IT導入補助についてのお問合せ先】

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト

<https://www.it-hojo.jp/>

または右のQRコードよりご確認ください。



電話番号：0570-666-424

※IP電話等からお問合せの場合は042-303-9749までご連絡ください。

受付時間：9:30～17:30（土日祝日除く）

※「IT導入補助金2020」に関するお問い合わせは以下のお問い合わせフォームにおいても受け付けております。

https://it-hojo.secure.force.com/QuestionForm/QuestionForm_R1_Page

お問い合わせの混雑が予想されるため、回答までにお時間を頂く場合がありますので、お問い合わせの前に各種要領、手引きをご確認いただきますようお願いいたします。